

令和5年11月文京区議会定例議会追加提案事項

1 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 給料月額及び期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。
 (2) 改正内容

ア 給料月額の改定（別表第1）

- (ア) 区長 124万6,700円 → 125万8,900円（12,200円）
 (イ) 副区長 100万8,900円 → 101万8,800円（9,900円）

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第5条第2項）

- (ア) 区長 年間3.30月 → 年間3.40月（0.1月）
 (イ) 副区長 年間3.30月 → 年間3.40月（0.1月）

改定① 令和5年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和6年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定
 （単位：月）

	現 行	改定① （現行との増減）	改定② （現行との増減）
6月期	1.65	1.65 （変更なし）	1.70 （0.05）
12月期	1.65	1.75 （0.1）	1.70 （0.05）

- (3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)アについては令和6年1月1日、(2)イ改定②については令和6年4月1日

2 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 給料月額及び期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。
 (2) 改正内容

ア 給料月額の改定（別表第1）

92万2,000円 → 93万1,000円（9,000円）

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第5条第2項）

年間3.30月 → 年間3.40月（0.1月）

改定① 令和5年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和6年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定
 （単位：月）

	現 行	改定① （現行との増減）	改定② （現行との増減）
6月期	1.65	1.65 （変更なし）	1.70 （0.05）
12月期	1.65	1.75 （0.1）	1.70 （0.05）

- (3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)アについては令和6年1月1日、(2)イ改定②については令和6年4月1日

3 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 議員報酬月額及び期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 議員報酬月額の改定（別表）

- (ア) 議長 91万6,100円 → 92万5,100円 (9,000円)
- (イ) 副議長 78万5,200円 → 79万2,900円 (7,700円)
- (ウ) 委員長 64万4,300円 → 65万0,600円 (6,300円)
- (エ) 副委員長 61万7,400円 → 62万3,500円 (6,100円)
- (オ) 議員 59万5,400円 → 60万1,200円 (5,800円)

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第8条第2項）

年間3.20月 → 年間3.30月 (0.1月)

改定① 令和5年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和6年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定
(単位：月)

	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
6月期	1.60	1.60 (変更なし)	1.65 (0.05)
12月期	1.60	1.70 (0.1)	1.65 (0.05)

(3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)アについては令和6年1月1日、(2)イ改定②については令和6年4月1日

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一（行政職給料表(一)・(二)）及び別表第二（医療職給料表(一)～(三)）
 公民較差の解消（3,722円、0.98%）に伴い、給料月額を引き上げる。

イ 管理職員に係る期末手当の支給月数の改定（第26条第2項及び第3項）

(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

一般職員 年間2.40月 → 2.40月（変更なし）

管理職員 年間2.00月 → 2.05月（0.05月）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員

一般職員 年間1.35月 → 1.35月（変更なし）

管理職員 年間1.15月 → 1.175月（0.025月）

改定① 令和5年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和6年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	6月期	1.20	1.20 (変更なし)	1.20 (変更なし)
		12月期	1.20	1.20 (変更なし)	1.20 (変更なし)
	管理職員	6月期	1.00	1.00 (変更なし)	1.025 (0.025)
		12月期	1.00	1.05 (0.05)	1.025 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.675	0.675 (変更なし)	0.675 (変更なし)
		12月期	0.675	0.675 (変更なし)	0.675 (変更なし)
	管理職員	6月期	0.575	0.575 (変更なし)	0.5875 (0.0125)
		12月期	0.575	0.60 (0.025)	0.5875 (0.0125)

ウ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第27条第2項及び第3項）

(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

一般職員 年間2.15月 → 2.25月（0.1月）

管理職員 年間2.55月 → 2.60月（0.05月）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員

一般職員 年間1.05月 → 1.10月（0.05月）

管理職員 年間1.25月 → 1.275月（0.025月）

改定① 令和5年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 令和6年度以後に支給する勤勉手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	6月期	1.075	1.075 (変更なし)	1.125 (0.05)
		12月期	1.075	1.175 (0.1)	1.125 (0.05)
	管理職員	6月期	1.275	1.275 (変更なし)	1.30 (0.025)
		12月期	1.275	1.325 (0.05)	1.30 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.525	0.525 (変更なし)	0.55 (0.025)
		12月期	0.525	0.575 (0.05)	0.55 (0.025)
	管理職員	6月期	0.625	0.625 (変更なし)	0.6375 (0.0125)
		12月期	0.625	0.65 (0.025)	0.6375 (0.0125)

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②及び(2)ウ改定②については、令和6年4月1日

イ 適用日 (2)アについては、令和5年4月1日

5 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加するほか、給与の改定等に係る規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給与の改定時期の変更（第3条第3項及び第4項）

常勤職員の給料月額が改定された場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いは、原則として常勤職員の例によるものとする。

イ 勤勉手当の導入（第16条の2及び第30条の2）

令和6年度から、原則として任期が6か月以上の会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給する。

なお、支給額の算定方法、基準日、支給月数等については、常勤職員と同様の取扱いとする。

(7) フルタイム会計年度任用職員 2.25月

(4) パートタイム会計年度任用職員 2.25月

ウ 令和5年度の期末手当に係る支給月数の特例（第16条第2項及び第30条第2項）

(ア) フルタイム会計年度任用職員 2.40月→2.50月（0.1月）

(イ) パートタイム会計年度任用職員 2.40月→2.50月（0.1月）

改定① 令和5年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和6年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

勤勉手当の導入に伴い、令和6年度以後、改定①による引上げ分は勤勉手当に割り振る。

（単位：月）

職員の区分	期	現行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
フルタイム会計 年度任用職員	6月	1.20	1.20 (変更なし)	1.20 (変更なし)
	12月	1.20	1.30 (0.1)	1.20 (変更なし)
パートタイム会 計年度任用職員	6月	1.20	1.20 (変更なし)	1.20 (変更なし)
	12月	1.20	1.30 (0.1)	1.20 (変更なし)

エ その他規定の整備

(3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ、(2)ウ改定②及び(2)エについては、令和6年4月1日

6 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）等の一部改正に伴い、保険料軽減対象の拡大を行うほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 保険料軽減対象の拡大（第19条の5）

出産被保険者（出産する予定又は出産した被保険者をいう。以下同じ。）の出産の予定日又は出産日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間における当該出産被保険者に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額を免除する。

イ 出産被保険者に係る届出（第24条の6）

出産被保険者の属する世帯の世帯主が行う当該出産被保険者に係る届出について規定する。

ウ その他規定の整備

(3) 施行期日等

ア 施行期日 令和6年1月1日。ただし、(2)ウの一部については、公布の日

イ 経過措置 (2)アによる保険料の軽減については、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用することとする。

7 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一）

公民較差の解消（3,722円、0.98%）に伴い、給料月額を引き上げる。

イ 管理職員に係る期末手当の支給月数の改定（第27条第2項及び第3項）

(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

一般職員 年間2.40月 → 2.40月（変更なし）

管理職員 年間2.00月 → 2.05月（0.05月）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員

一般職員 年間1.35月 → 1.35月（変更なし）

管理職員 年間1.15月 → 1.175月（0.025月）

改定① 令和5年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和6年度以後に支給する期末手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	6月期	1.20	1.20 (変更なし)	1.20 (変更なし)
		12月期	1.20	1.20 (変更なし)	1.20 (変更なし)
	管理職員	6月期	1.00	1.00 (変更なし)	1.025 (0.025)
		12月期	1.00	1.05 (0.05)	1.025 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.675	0.675 (変更なし)	0.675 (変更なし)
		12月期	0.675	0.675 (変更なし)	0.675 (変更なし)
	管理職員	6月期	0.575	0.575 (変更なし)	0.5875 (0.0125)
		12月期	0.575	0.60 (0.025)	0.5875 (0.0125)

ウ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第30条第2項及び第3項）

(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

一般職員 年間2.15月 → 2.25月（0.1月）

管理職員 年間2.55月 → 2.60月（0.05月）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員

一般職員 年間1.05月 → 1.10月（0.05月）

管理職員 年間1.25月 → 1.275月（0.025月）

改定① 令和5年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 令和6年度以後に支給する勤勉手当（6月及び12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	6月期	1.075	1.075 (変更なし)	1.125 (0.05)
		12月期	1.075	1.175 (0.1)	1.125 (0.05)
	管理職員	6月期	1.275	1.275 (変更なし)	1.30 (0.025)
		12月期	1.275	1.325 (0.05)	1.30 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	6月期	0.525	0.525 (変更なし)	0.55 (0.025)
		12月期	0.525	0.575 (0.05)	0.55 (0.025)
	管理職員	6月期	0.625	0.625 (変更なし)	0.6375 (0.0125)
		12月期	0.625	0.65 (0.025)	0.6375 (0.0125)

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日。ただし、(2)イ改定②及び(2)ウ改定②については、令和6年4月1日

イ 適用日 (2)アについては、令和5年4月1日

8 令和5年度文京区一般会計補正予算